

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県卸売市場整備計画

目次
◇ 告 示 鳥取県卸売市場整備計画

告 示

鳥取県告示四十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定に基づき、鳥取県卸売市場整備計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のおり告示する。

昭和四十八年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第1	目標年度	2
第2	卸売市場の適正な配置方針	2
1	人口の動向と見通し	2
2	流通事情のはば	2
(1)	青果物	2
ア	需要の現状とその見通し	2
イ	供給の現状とその見通し	3
ウ	卸売市場流通の現状とその見通し	3
(2)	水産物	4
ア	需要の現状とその見通し	4
イ	供給の現状とその見通し	4
ウ	卸売市場流通の現状とその見通し	4
3	品目別流通圏の設定	5
4	卸売市場配置計画	9
第3	近代的な卸売市場の立地ならびに施設の種類、規模、配置および構造に関する指標	12
第4	卸売市場における取引および物品の積卸し荷さばき、保管等の合理化に関する事項	13
第5	その他卸売市場の整備を図るために必要な事項	14

近年わが国の産業構造は、経済の著しい発展にともなつて、急速な変化をもたらしているが、この中であつて生鮮食料品等においても生産面では専門化、大型化による大量生産、規格化、凍結等による貯蔵性を高めつつ商品を計画的に出荷する傾向を強めてきており、消費の面では品目の多様化、高級化が要求され、所得階層別、地域別格差は殆んどみられなくなり、生鮮食料品に対する需給構造は大きく変化してきている。

また卸売市場をとりまく諸条件も都市化の進展、自動車輸送の増加、商品形態の変革、労働力のひつ迫等急激に変貌を遂げつつある。このように生鮮食料品等の流通をめぐる諸条件が大きく変化するなかにあつて、今後とも卸売市場がその機能を十分發揮し、能率的な集分荷、公正かつ妥当な価格形成と迅速かつ確実な代金決済等を行なつていくためには、卸売市場を長期的な展望に即して総合的に整備していくことが極めて重要である。

このため卸売市場法第6条の規定に基づき、本県における卸売市場の整備を図るため、鳥取県卸売市場整備計画を次のように策定する。

第1 目標年度

昭和55年度

第2 卸売市場の適正な配置の方針

1 人口の動向と見通し

昭和30年の61万人を頂点として以来下降しはじめ、昭和44年の人口は569,785人となつた。しかし、人口の減少率は、40年～44年間は1.7%でかなり鈍化している。今後の本県人口は第2次県総合開発計画によると45年50年の間に増加に転じ、昭和50年、60年の人口はそれぞれ569,500人、599,900人と推計されており、これをもとに昭和55年の人口を推計すると約585,700人(44年対比2.8%増)と推定される。なお人口の

地域分布については、都市部集中の傾向が強まり、鳥取、倉吉、米子、境港4市の人口は44年の303,700人(53.3%)から55年は355,600人(60.7%)に増加するものと予想されている。

2 流通事情の把握

(1) 青果物

ア 需要の現状と見通し

野菜：所得水準の上昇にともなう食生活の高度化、多様化により需要の動向は、高級野菜へと変わりつつあり、この傾向は今後も強まるものと思われる。昭和44年における1人1年当たり野菜需要量(農林省：卸売市場整備基本方針に関する資料をもとに算出。以下果実、水産物についても同じ。)は130.3kgで、これをもとに県内野菜の需要量を算出すると、約74,000tと算出される。さらにこれに消費格差、所得弾性値、人口増加等を加味して今後の見通しをすると55年の1人1年当たり需要量は134.1kg、需要量は78,600t(44年対比4.8%増)で、量的な伸びは大きくない。品目別には市場入荷量の推移等から見ると在来の野菜とくに澱粉質のものはやや減少気味であり、一方葉菜類、果菜類は増加傾向にある。

果実：最近における果実消費は、毎年増加しており、総理府家計調査の1家庭当たり果実購入金額によると、44年は40年に比べ約35%の伸びを示している。44年の1人1年当たり需要量は60.9kgと算定され、需要量は約84,400tと算定される。果実の需要は、今後とも、所得水準の向上にともない増加するものとみられ、消費格差、人口増加等を考慮して今後を見通すと55年の1人1年当たり

の需要量は91.3kg、需要量は53,500tで44年に比べ56%の増加が見込まれる。なお品目別には、いちご、ぶどう、みかん、バナナ等の伸びが大きい。

イ 供給の現状と見通し

野菜：本県には、砂丘畑のらつきよ、ながいも、秋冬だいこん、秋冬ねぎ、冬にんじん、大江山麓畑地のさといも等古くからの特産野菜産地があるほか、鳥取、倉吉、米子各都市近郊で葉菜果菜類、半促成の果菜栽培が行なわれている。

前者の特産的野菜産地は県外出荷を主としているのに反し、後者はそのほとんどが県内市場出荷である。

いも類(かんしよ、ばれいしよ)を除く主要野菜の作付面積は毎年5,700ha~5,800ha、44年の生産量は約100,000tであり、このうち県内市場に26% (25,600t) 県外市場に21% (21,600t) 残りの53%が市場外流通、自家消費仕向とみられている。

主要野菜の作付は需給事情を反映して増減しているが、一般的に果菜類、葉菜類を中心に伸びが見られ、とくにきゅうり、とまと、きやべつ、にんじん、レタス、花やさい等の伸びが大きい。

野菜の生産量は今後もこのような品目を中心に増加することが予想されるが、とくに稲作転換の定着、県農業生産団地計画の推進等により、55年における野菜生産は44年に比べ86%増の186,000tとなり、このうち県内市場に20% (37,000t) が、県外市場に46% (85,000t) が仕向けられるものと見込まれる。

果実：本県で生産される果実は、なし、かき、ぶどうのほか、果実的野菜のすいかが主なもので、以上の4品目で全果実の97%

を占めており、なかでもなし(二十世紀梨)の占める割合が75%と大きい。昭和44年における生産量は128,000tで、10年前の35年に比べ約2.5倍となっているが、生産量の84% (107,000t) は県外出荷され、県内仕向は5.2% (6,600t) に過ぎない。

今後における生産見通しは、大江山麓地域の総合畑地開発による、なし、すいかの作付増のほか、メロン、いちご等果実的野菜の大幅な伸びが期待されており、55年の生産量は44年の約2倍の250,000tの生産が見込まれ、このうち県内市場仕向けは44年の6,600tから10,300tに増加するものとみられる。

ウ 卸売市場流通の現状と見通し

卸売市場

青果物の県内流通については、鳥取市、倉吉市、米子市、境港市の8市場(10卸売業者)がその中心的な役割を果している。

このうち鳥取市が開設している1市場が公設市場でその他は民営(会社組織)の卸売市場である。昭和44年における市場取扱量の3市の割合は鳥取51%倉吉6%米子43%となっている。また野菜果実とも市場取扱量は、作柄に左右されるところが大であるが最近における主要野菜、果実の市場入荷量の動向は、41年に比べ44年は野菜19%果実34%の増加を示している。

野菜の市場流通

昭和44年における野菜の市場流通量は80,300tで需要量の41%となつている。市場流通量に占める県外産入荷割合は13%で、その主なものは、ばれいしよ、たまねぎのほか、秋冬期のきゅうり、夏期のはくさい、きやべつ等である。

野菜の市場流通は、需要量の増加にともなうほか、兼業化による自給野菜の減少、市場整備による集荷力の増大等により相当の伸びが予想され、55年における市場流通量は44年に比べ45%増の44,000t、需要に対する市場流通率は56%程度になるものと見込まれる。

果実の市場流通

昭和44年における市場流通量は、29,500tで需要に対する割合は86%となっている。取扱数量の大きいものはかんきつ類、りんご、バナナの順でこの3品目で全体の70%を占めている。したがって県内産果実は全体の22%にすぎず、この割合は、本県の気象的条件等からして、今後変わらないものと思われる。今後における果実の市場取扱量はおおむね需要の伸びにともなうて増加するものとみられ、55年には45,900t、市場流通率86%程度が見込まれる。

(2) 水産物

ア 需要の現状と見通し

近年消費生活水準の向上にともない、中高級魚介類に対する需要が高まっている。全国の動物性たん白質の総消費量のうち、水産物が53%を占めているが、今後も水産物(魚介類)は食肉、牛乳、鶏卵とある程度代替関係を保ち、多様化高級化を伴わないがら、消費量はさらに増大するものと考えられる。

昭和44年における1人1年当たり水産物需要量は59,4kgで、これをもとに県内水産物の需要量を算出すると33,800tとなる。さらに、これに消費格差、人口増加等を加味して55年における需要を見通すと1人1年当たりの需要量は70.8kg、需要量は41,000tで44年に比べて23%の増加が見込まれる。

イ 供給の現状と見通し

昭和45年属水揚量は約186,000tとなっており、これを魚種別にみると、近年活発化した沖合いいか釣り漁業により水揚げされるするめいかが44,000t(全体の32%)と全魚種を通じて第1位を占めている。次いで、大中型まき網漁業によるさば類、おじ類、かたくちいわし、沖合底びき網漁業によるずわいがに、かれいの順で沖合漁業による水揚げが全体の88%を占め、沿岸漁業の占める割合は低い。

昭和55年の生産見通しは、瀬戸内海等既存漁場の荒廃にともない、日本海漁場の比重が相対的に高まる中で漁場の開発、漁海況予報の進歩、さらには漁船装備の近代化が進むとともに、基地機能の重点的整備により総生産量は242,000tと見込まれる。一方昭和45年の利用配分をみると、生鮮魚介類の出荷状況は水揚量全体の59.8%(73,800t)が県外出荷され、県内生鮮消費には7%(9,627t)が仕向けられている。昭和55年における生鮮魚介類の出荷状況は、水揚量全体の37%(90,200t)が県外に出荷され、県内生鮮消費には11%(25,700t)が仕向けられるものと見込まれる。

ウ 卸売市場流通の現状と見通し

卸売市場は20市場(22卸売業者)があるが、産地市場は漁業協同組合が受託販売事業を行なう15か所と境港市に県宮境港水産物地方卸売市場(1か所)の16か所(18卸売業者)がある。消費地市場は4市場(4卸売業者)があるが、このうち1市場が公設でその他は民営である。これらの市場施設を見ると、沖合漁業主体の卸売市場では、近年沖合底びき網漁業に沖合いかつり漁業が兼業形

態で導入された結果、水揚量の急増がみられ、これに対する施設および処理加工機能の不備が目立ち、また沿岸漁業が主体の産地卸売市場および一部の消費地市場は市場施設が老朽化し未整備である。昭和44年における消費地市場取扱量は18,900tで、このうち県内産は約33%(6,300t)で、需要量に対し約56%となっている。これに対し55年は、需要量および県内水揚量の増加、市場機能の向上等により、市場供給率は80%程度に上昇し、市場取扱量は44年の56%増37,700t程度が見込まれる。

また産地市場取扱量は45年の189,200t(うち県水揚136,000t)から55年は293,000t(45年対比64%増)うち県水揚242,000t)に増加するものと見込まれている。

3 品目別流通圏の設定

流通圏の設定については、県内の地勢、道路交通事情、人口集中の状況、広域経済圏の形成状況、卸売市場流通の実態および既存市場の配置状況等生鮮食料品流通に係る現状と将来展望からみて青果物、水産物とも消費地市場については鳥取、倉吉、米子の3市を中心とする東部、中部、西部の3流通圏に区分する。

流通圏別概況

ア 東部流通圏(1市12町2村) 人口44年226,595人 55年228,999人 (推計)

鳥取市を中心とする地域で、行政教育等管理機能の占める比重は大きい。近年国道9号、29号、53号の整備も進み、京阪神、姫路、岡山等交通の便もよい。

市場は昭和28年に開設された鳥取市設市場があり、現在青果3卸

売業者、鮮魚、1卸売業者により市場運営がなされているが、土地、建物、交通環境とも条件が極めて悪いので、昭和46年度から2か年計画で地方公設市場として郊外の安長地区に近代的な市場を建設中で、48年4月開場の予定である。

イ 中部流通圏(1市8町1村) 人口44年119,835人 55年113,529人 (推計)

倉吉市を中心とする地域で、県内でも農業の占める比重の最も高い地域である。このため農業指興諸事業の実施も進み、農産物供給基地としての基礎の確立に努めている。交通事情も国道9号のほか179号、313号の整備により、岡山県北部地域との交通もよくなつた。

市場は現在青果4市場(4卸売業者)、鮮魚2市場(2卸売業者)があるが、概して取扱規模も小さく市場の施設も十分とはいえない。従つて市場の大型化、効率化を図るため卸売市場(卸売業者)について統合整備を必要とする地域とみられる。

ウ 西部流通圏(2市11町1村) 人口44年223,335人 55年243,156人 (推計)

米子市を中心とする商工業都市として発展している地域であるが、弓浜地帯は野菜の主産地であり、また大山山麓地域は今後積極的な農業開発が実施されるなど、農産物の供給基地としても期待できる地域である。交通事情は国道9号により松江市、出雲市とつながり、また181号、183号により岡山県、広島県北部に通じている。

青果物市場は、現在米子市に3市場(3卸売業者)、境港市に1市場(米子の1市場の出張所)があり、また水産では消費地市場と

して米子市に1市場(1卸売業者)産地市場として境港市に県管境港水産物地方卸売市場がある。このうち米子市の青果3市場はほぼ同一団地であり、いずれも近年新築移転による施設整備を完了したので、今後いつそう団地的1体的運営による市場機能の向上が期待される。

エ 水産物地類型と流通圏

水産物の産地市場については、立地条件、利用範囲ならびに集分荷機能等の面から、大型産地(境港)中型産地(網代、田後、賀露)および小型産地(沿岸小生産地)に大別される。各産地(市場)別流通圏についてはその利用範囲等から明確な区分ができないので、全県を1流通圏とする。

品目別流通圏の設定
野菜、果実の流通圏

流通圏	区	域	流通圏人口		市場供給人口		市場取扱量		他流通圏重複区域	備考								
			基準年度(44)	目標年度(55)	基準年度(44)	目標年度(55)	基準年度(44)	目標年度(55)										
東部	鳥取市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町	人	226,595	228,999	人	122,279	158,195	t	15,933	21,214	泊村、東郷町、羽合町	<table border="1"> <tr> <th>品目</th> <th>供給率</th> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>基準年度(44) 40.8% 目標年度(55) 56.2%</td> </tr> <tr> <td>果実</td> <td>85.9</td> </tr> </table>	品目	供給率	野菜	基準年度(44) 40.8% 目標年度(55) 56.2%	果実	85.9
													品目	供給率				
													野菜	基準年度(44) 40.8% 目標年度(55) 56.2%				
果実	85.9																	
野菜	238,458	212,026	14,379	19,358														
果実	18,289	43,117	2,383	5,782														
計	25,174	65,915	1,518	6,018														
中部	倉吉市、泊村、東郷町、羽合町、三期町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町	人	119,835	113,529	人	91,873	127,755	t	11,971	17,132	赤碕町、東伯町、大栄町	<p>44年は、農林水産統計年報による。</p> <p>55年は、卸売市場整備基本方針に関する資料による。</p>						
													野菜	225,589	225,159	13,603	21,030	
													果実	25,574	37,689			
計	223,355	243,156	29,500	45,933														
西部	米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、会見町、西伯町、溝口町、江府町、日野町、日南町	人	569,785	585,684	人	232,441	329,067	t	30,287	44,128		<p>44年は農林水産統計年報による。</p> <p>55年は、卸売市場整備基本方針に関する資料による。</p>						
													野菜	489,221	503,100	29,500	45,933	
													果実	59,787	90,061			
計																		

水産物の流通圏

流通圏	区 域	流通圏人口		市場供給人口		市場取扱		他流通圏重複区域	備 考
		基準年度 (44)	目標年度 (55)	基準年度 (44)	目標年度 (55)	基準年度 (44)	目標年度 (55)		
東 部	鳥取市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町	226,595	228,999	158,684	207,924	9,267	14,721		44年は水産課調べ実績。 55年は、水産庁鑑修の「全国水産物市場総覧」による。
中 部	倉吉市、泊村、東郷町、羽合町、三朝町、関金町、北条町、大柴町、東伯町、赤碓町	119,835	113,529	83,920	103,039	4,549	7,299		
西 部	米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、倉見町、西伯町、溝口町、江府町、白野町、日南町	223,355	243,156	156,416	220,777	9,839	15,631		
合 計		569,785	585,684	399,020	531,794	23,700	37,651		

供給率	
基準年度 (44)	目標年度 (55)
56.8%	90.8%

4 卸売市場配置計画

(1) 基本構想

(消費地市場)

- ① 鳥取市に鳥取市公設地方卸売市場を新設し、東部流通圏における拠点市場として配置する。
- ② 倉吉市に倉吉市公設地方卸売市場を新設し、同時に卸売業者の統合大型化を推進し、中部流通圏における拠点市場として配置する。
- ③ 米子市の既存青果3市場、鮮魚1市場を西部流通圏の拠点市場として存置する。
(水産物産地市場)
- ④ 大型産地(境港)：西日本海域における流通から加工全般にわたる総合拠点基地として整備する。
- ⑤ 中型産地(東部新基地)：網代、田後、賀露地区の沖合漁業を、主対象に集出荷体制の一元化、産地加工体制の整備を目的に東部地区における流通加工の拠点基地として整備する。
- ⑥ 小型産地(沿岸集出荷基地)：漁業協同組合が開設する共同販売市場が15か所あるが、中高級魚の供給を主体とした集出荷体制の確立を目的に6か所に集約し、重点整備をはかる。

(2) 卸売市場配置計画

流通圏 No	配置位置	当該流通圏既存市場名	整備計画		針		卸売市場整備地区指定の有無	備考
			市場の整備計画	区分	取扱品目	整備年度		
(1) 東 部	鳥取市	①—a 鳥取市設青果物市場 (消)	①—a、①—b 鳥取市公設地方卸売市場を新設し、当該流通圏の拠点市場とする。 (新市場開場まで存置)	公	青果物	46~47	鳥取市安長	48年4月開場
		①—b 鳥取市設水産物市場 (消)						
	岩美町	② 東漁業協同組合 (産)	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 東部新基地を建設し、東部地区沖合漁業の拠点基地とする。	民	水産物	55~57		
		③ 浦富漁業協同組合 (産)						
		④ 田後漁業協同組合 (産)						
福部村	⑤ 網代港漁業協同組合 (産)	④ ⑤ ⑥ ⑦ 県内中高級魚の集出荷基地として存置	民					
	⑥ 福部村漁業協同組合 (産)							
	⑦ 賀露漁業協同組合 (産)							
鳥取市	気高町	⑧ 酒津漁業協同組合 (産)	⑧ ⑨ 酒津市場に集約し、県内中高級魚の集出荷基地とする。	民	水産物	50		
		⑨ 浜村漁業協同組合 (産)						
青谷町		⑩ 青谷漁業協同組合 (産)	⑩ ⑪ 泊市場に集約	民	水産物	50		
		⑪ 夏泊漁業協同組合 (産)						

(注) 地方卸売市場の規模は、青果物3830㎡、水産物の消費地市場200㎡、産地市場930㎡

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪
は地方卸売市場の規模
未済

流通圏 No.	配置位置	当該流通圏既存市場名	整 備 方 針			卸売市場整備地区指定の有無	考 備									
			市場の整備計画	区分	取扱品目											
(2) 中 部	倉吉市	⑫ 倉吉中央青果協同組合 (消)	⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ を統合し、倉吉市公設地方卸売市場を新設し、当該流通圏の拠点市場とする。 (新設までは存置)	公	青果物 水産物	49~50	検討中	⑫ ⑬ ⑭ は地方卸売市場の規模未満								
		⑬ 倉吉青果市場協 (消)														
		⑭ 協和青果協 (消)														
		⑮ 上井青果市場 (消)														
		⑯ 倉吉魚市場協 (消)														
		⑰ 上井水産協 (消)														
		泊 村							⑱ 泊漁業協同組合 (産)	⑰ ⑱ ⑲ 泊市場に集約し、県内中高級魚の集出荷基地とする。	民	水産物	50		⑱ ⑲ ⑳ は地方卸売市場の規模未満	
									赤碓町	⑲ 赤碓町漁業協同組合 (産)	⑱ 赤碓市場に集約し県内中高級魚の集出荷基地として整備	民	水産物	50		
										米子市	⑳ 東亜青果協 (消) ㉑ (有) 米子青果卸売市場 (消) ㉒ 笠井青果卸売市場協 (消) ㉓ 備米子魚市場 (消)	当流通圏の拠点市場として存置 " " " "	民 民 民 民	青果物 " " 水産物		
		(3) 西 部							境港市	㉔ 東亜青果境港出張所 (消)	補充市場として存置	民	青果物			
㉕ 中山漁業協同組合 (産)	赤碓市場に集約		民	水産物												
名和町	㉖ 御米屋漁業協同組合 (産)		㉖ ㉗ 淀江市場に集約し県内中高級魚の集出荷基地とする。	民	水産物	50										
淀江町	㉗ 淀江漁業協同組合 (産)															
境港市	㉘ 鳥取県管境港水産物地方卸売市場 (産)		西日本の総合拠点基地として整備	公	水産物	48~50										

第3 近代的な卸売市場の立地ならびに施設の種類の、規模、配置および構造に関する指標

卸売市場における能率的な物的流通を確保するためには、その立地が適正であり、かつ施設についてもその市場機能に応じて必要な施設が十分な規模を有し、適正に配置されていることが必要である。このため卸売市場の立地および施設の種類等に関して特に次の事項に留意する。

1 立地に関する事項

- (1) 卸売市場の開設に当たっては、都市計画等その地域の開発振興計画、との整合性に配慮することはもとより、都市形成の進展、輸送体系の変革に対応して交通事情が良好であり、かつ小売商等買出入の参集範囲、適正な用地規模の確保、市場経営から見た地価の妥当性等を十分配慮して適切な場所を選定すること。
- (2) 取扱物品の品質および衛生の保持について配慮するとともに、市場に参集する多数の関係者の健康および安全性が確保できる場所であること。
- (3) 卸売市場の用地の形態は、各施設の適切な配置、相互の有機的関連性、それらの施設の効率の活用等の観点から一般的には正方形に近い矩形であることが適当とされているので、用地取得に際しては特別事情のある場合を除き、この目的が達せられるように配慮すること。

2 施設の種類のに関する事項

- (1) 施設の種類の卸売市場の機能、取扱物品の種類等によつて異なるが、今後卸売市場として十分な機能を果たすためには、一般的に

次の施設が必要であるので、市場の実情に即して可能な限り各施設を整備し、効率的な流通の確保に努めること。
一般的に次の施設が必要であるので市場の実情に即して可能な限り各施設を整備し、効率的な流通の確保に努めること。
卸売市場の施設例

一施設	例	示
売場施設	卸売場、仲卸売場、買荷保管、積込所、関連商品売場、荷役機械	
駐車施設	駐車場	
管理施設	管理事務所、業者事務所	
貯蔵保管施設	倉庫、冷蔵庫、低温庫、畜養施設、製氷貯氷庫	
輸送、搬送施設	鉄道引込設備(コンテナ置場等も含む。)フオークリフト、モータートラック、コンベアー	
加工処理施設	バナナ熟成加工室、包装設備、冷凍加工施設	
衛生施設	じんあい処理設備、排水処理設備、食品検査室	
情報、事務処理施設	入荷量表示設備、セリ値表示装置、共同計算センター、コンピュータ	
福利厚生施設	医療設備、休養室、更衣室	
附帯施設	受電設備、給油所、給電設備、空調設備、揚水施設、選別機械設備、容器等保留施設、給水設備	

(2) 今後開設する公設地方卸売市場については、商品形態の変革、輸

送手段の発達等に十分対応しうるよう近代的な施設を整備すること。

(3) 卸売市場の設計に当たっては、施設利用の高度化に留意するとともに、将来の物的流通に対応できる十分な増設余地を確保すること。

3 施設の規模に関する事項

施設の規模については、別記「卸売市場施設規模の算定基準」に基づき適正な施設規模の確保に努める。

4 施設の配置に関する事項

施設の配置については各施設が相互に有機的な関連を有し、かつ搬入搬出等が効率的に行なわれるよう配慮し、とくに次の事項に留意する。

(1) 今後は低温流通商品の増大、予約相対取引等の推進、需給調整機能の拡大等卸売市場における取引の変化に弾力的に対応しうるよう各施設の配置の適正化を図るとともに省力化機械の導入とその合理的な利用体系が確保されるように努めること。

(2) 卸売市場の環境整備を図るため可能な限り緑地帯等を設置すること。

5 施設の構造に関する事項

施設の構造については今後の取引方法の変化、物的流通技術の進歩に十分対応しうるような構造であることが必要であるが、同時に投資効果の適正化についても十分配慮し流通経費の低減、市場運営の健全性等を確保することに努めること。

第 4 取引および物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正かつ安定的取引の推進、流通経費の軽減は物価対策上からも極めて重要であるので、取引の合理化に関し、とくに次の事項に留意する。

(1) 計画的集荷の実現、予約相対取引等の導入による安定的取引の拡大を推進するため、卸売市場における適正な集荷計画の作成等を推進するほか、予約相対取引の導入と定着化に努めること。

(2) 生鮮食料品等の商品形態および流通形態の変化と労働需給の悪化に対応するため、見本取引および銘柄取引等取引の省力化を強力に推進すること。

(3) 価格形成の公正を図るとともに、その安定性を確保するため、せり人の資質の向上、せり方法の改善合理化に努めること。

(4) 集荷力の向上、取引の円滑化と流通過程における資金コストの軽減を図るため、卸売市場における現金主義を一層強化し、迅速かつ確実な代金決済が徹底するような措置を講ずること。

(5) 生鮮食料品等の価格安定と効率的流通の実現を図るためには、情報のみ役割は極めて大きいので、産地および消費地の需給情報網を整備するとともに当該卸売市場の入荷数および価格等に関する情報伝達機能の拡充に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

卸売市場における需給調整機能の拡大、自動車利用の増加にともなう集荷活動の効率化、省力化を遂行するため次の事項に留意する。

(1) 施設の整備、拡充と相まって極力省力化技術を導入するとともに積卸し、保管等における合理的な荷受け系の確立に努めること。

(2) 駐車場の利用方式を改善して市場施設の効率的利用の実現に努めること。

(3) 今後規格統一包装の標準等の進展や、大口需要者の参入等にもなつて予約相対取引、見本取引の導入等取引の変化に対応した荷さばき、保管等の効率化に努めるとともに場外ストッポインットの適切な活用を推進すること。

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者の経営の近代化の目標について

(1) 卸売業者は経営の近代化を推進するため合併等によつて経営規模の拡大を図り経営の安定強化に努めること。とくに労働生産性の低い卸売業者にあつては、資本の充実、省力化機器等による労働生産性の向上を図ること。

(2) 目標年度に達成すべき従業員1人当たりの取扱高の水準は次のとおりであるので、これを上回つて経営規模が拡大されるように努力すること。

区 分	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者
地方卸売市場(水産物産地市場を除く)	25,000,000 円	80,000,000 円

(3) 卸売業者に課せられている重要な公共的使命を果すためには、卸売市場の公開性の原則に立脚して、明朗な取引はもとより各卸売業者は率先して経営の近代化を図るため、管理体制を確立、人的組織の充実、合理的な計数管理の推進等につき十分配慮すること。

2 その他の事項

(1) 卸売市場の労働力は深夜、早朝労働等、労務内容の特殊性から労働

力事情が悪化しているので、若年労働力の確保および熟練労働力の定着化をはかるため福利厚生施設等労働環境の改善の充実を行なうとともに、雇用形態の近代化賃金水準の改善、労働時間の平準化等労働条件の改善合理化にも十分配慮すること。

(2) 卸売市場における取扱品目の多種多様化にともない食料品についての衛生管理の重要性が著しく増大しつゝあるので、とくに衛生保持、都市公害の防止等に留意すること。

(3) 卸売市場内には、可能な限り食品関連問屋を收容して、卸売市場の総合的流通機能を高めるように努める。

(4) 水産物産地市場の整備に当たつては、漁協の再編成等と密接な関連をもつて推進すること。

(別記)

卸売市場施設規模の算定基準

施設の規模に関する事項

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模および市場の開催日数を考慮し、1日当たりの流通の規模を推定し次の算式により行なう。

$$si = \frac{qt \cdot bi}{ui} + Ri$$

si : 目標年度における売場面積の必要規模

qt : 目標年度における1日当たりの流通の規模

bi : 売場施設経由率

ui : 売場施設単位面積当たり適限取扱量

R1 : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行なう。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入、搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、つぎの算式により行なうものとする。

$$st = 25 \frac{qt}{uo} + M$$

st : 目標年度における駐車場の必要規模

qt : 目標年度における1日当たりの流通の規模

uo : 1合当たり積載数量

M : その他業務用および通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模および市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行なう。

$$s = (1 + a) \cdot (\sum si + st + R)$$

s : 目標年度における市場用地の必要規模

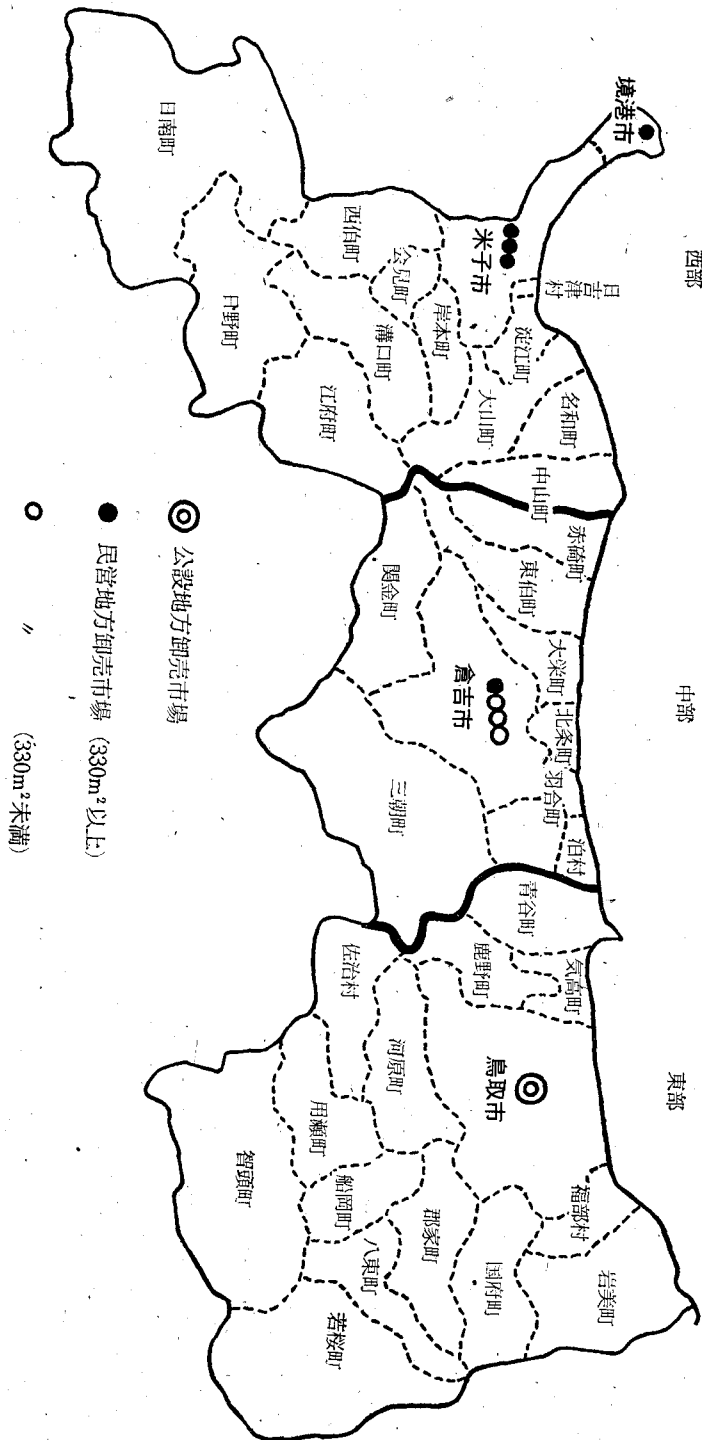
a : 増設余力の指数

si : 各施設の必要規模

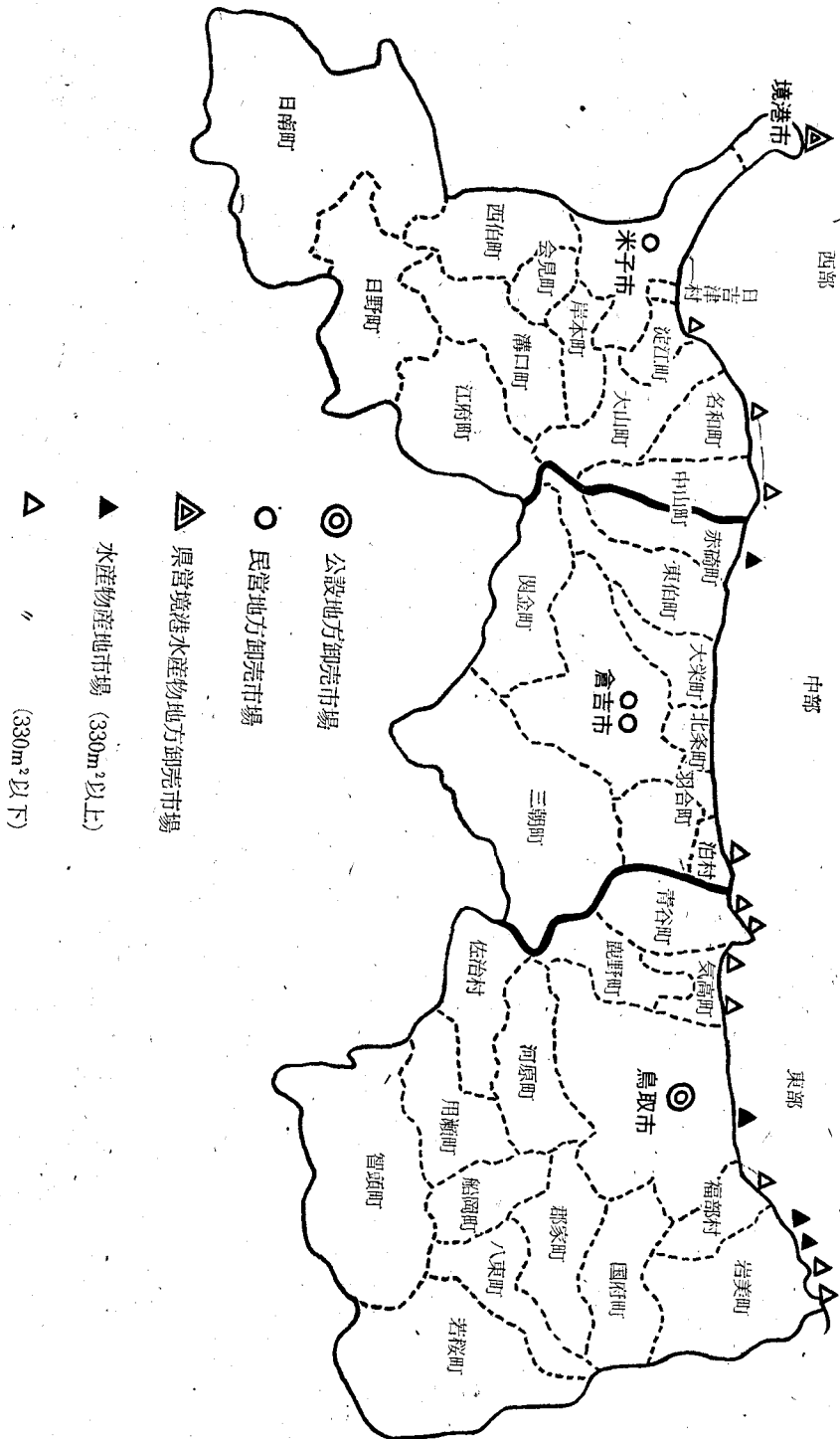
st : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

青果物流通圏区分図



水産物流通圏区分図



生鮮食料品の品目別都市階級別需要量の見通し

品目	都市階級別	全国平均1人当り粗食料		消費格差		1人当り粗食料				人口				需要量				
		基準年度(44)	目標年度(55)	基準年度(44)	目標年度(55)	基準年度(44)	目標年度(55)	55/44	基準年度(44)	目標年度(55)	55/44	基準年度(44)	目標年度(55)	55/44	基準年度(44)	目標年度(55)	55/44	
		kg	kg	%	%	kg	kg	%	人口	構成比	人口	構成比	t	構成比	t	構成比	%	
野	小都市 A			99.07	(1,071,435)	142.1	143.7	101.1	219,733	38.6	316,565	54.0	144.1	31,234	42.1	45,490	57.9	145.6
	小都市 B			86.07	(1,000,451)	123.6	123.7	100.0	84,030	14.7	39,071	6.7	46.5	10,387	14.0	4,833	6.2	46.5
	町 村			85.45	(1,000,450)	122.6	122.7	100.1	266,022	46.7	230,048	39.3	86.5	32,622	43.9	28,227	35.9	86.5
菜	計	143.5	160.0			130.3	134.1	102.9	569,785	100.0	585,684	100.0	102.8	74,243	100.0	78,550	100.0	105.8
果	小都市 A			98.90	98.6	60.7	91.3	150.4	219,733	38.6	316,565	54.0	144.1	13,338	38.8	28,903	54.0	216.7
	小都市 B			98.90	98.6	60.1	91.3	151.9	84,030	14.7	39,071	6.7	46.5	5,047	14.7	3,567	6.7	70.7
	町 村			98.90	98.6	60.0	91.3	152.2	266,022	46.7	230,048	39.3	86.5	15,973	46.5	21,003	39.3	131.5
実	計	60.7	92.6			60.3	91.3	151.4	569,785	100.0	585,684	100.0	102.8	34,358	100.0	53,473	100.0	155.6
水	小都市 A			101.0	101.8	59.4	70.8	119.2	219,733	38.6	316,565	54.0	144.1	13,051	38.8	22,413	54.0	171.7
	小都市 B			101.0	101.8	59.4	70.8	119.2	84,030	14.7	39,071	6.7	46.5	4,992	14.7	2,766	6.7	55.4
	町 村			101.0	101.8	59.4	70.8	119.2	266,022	46.7	230,048	39.3	86.5	15,802	46.5	16,287	39.3	103.1
産物	計	58.8	69.5			59.4	70.8	119.2	569,785	100.0	585,684	100.0	102.8	33,845	100.0	41,466	100.0	122.5

備考 1 全国平均1人当り粗食料は「卸売市場整備基本方針に関する資料」による。
 2 消費格差は、総理府「家計費調査」による。小都市Aは、人口5万人以上15万人以下、小都市Bは、人口5万人未満の都市。
 3 消費格差の野菜の()は、所得弾性値である。

需要量、市場供給量の現状と見通し

品目	区分 流通圏	昭和44年度	昭和44年度	昭和44年度	昭和44年度	昭和55年度	昭和55年度	昭和55年度	昭和55年度	備考
		人口 人	需要量 t	市場取扱量 t	供給率 %	推定人口 人	需要量 t	市場供給人口 人	市場取扱量 t	
野菜	東部	226,595	29,944	15,933	53.2	228,999	30,843	156,480	20,984	68.0
	中部	119,835	14,743	2,383	16.2	113,529	15,043	43,117	5,782	38.4
	西部	223,355	29,556	11,971	40.5	243,156	32,664	127,755	17,132	52.4
	計	569,785	74,243	30,287	40.8	585,684	78,550	329,067	44,128	56.2
果	東部	226,595	13,678	14,379	105.2	228,999	20,908	212,026	19,358	92.6
	中部	119,835	7,195	1,518	21.1	113,529	10,365	65,915	6,018	58.1
	西部	223,355	13,485	13,603	100.9	243,156	22,200	225,159	20,557	92.6
	計	569,785	34,358	29,500	85.9	585,684	53,473	503,100	45,933	85.9
水産物	東部	226,595	13,460	3,761	27.9	228,999	16,213	207,924	14,721	90.8
	中部	119,835	7,118	7,225	101.5	113,529	8,038	103,093	7,299	90.8
	西部	223,355	13,267	7,930	59.8	243,156	17,215	220,777	15,631	90.8
	計	569,785	33,845	18,916	55.8	585,684	41,466	531,794	37,651	90.8

(注) 野菜、果実および水産物の1人1年当たりの需要量は、それぞれ44年度は、130.3kg、60.3kg、59.4kg、55年度は、134.1kg、91.3kg、70.8kgである。